

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する抗議決議

令和8年1月4日に北朝鮮西岸付近から少なくとも2発の弾道ミサイルを東方向に発射し、さらに1月27日にも同付近から2発の弾道ミサイルを東方向に発射した。

北朝鮮は、国際社会の再三の警告にもかかわらず、高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返していることは重大である。

これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、許されるものではなく、関連する安保理決議に違反するものである。

松原市議会は、これまでも北朝鮮が行った弾道ミサイルの発射に対し、繰り返し、厳重に抗議し、強く非難を行ってきた。

本市議会は、一連の軍事行動を厳しく糾弾するとともに、世界の恒久平和を願い、北朝鮮に対し二度と弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求める。

以上、決議する。

令和8年2月26日

松原市議会